様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃたちの  一般事業主の氏名又は名称 株式会社タチノ  （ふりがな）たちの　きよひろ  （法人の場合）代表者の氏名 太刀野　清広  住所　〒080-0015  北海道 帯広市 西五条南９丁目２番地１５  法人番号　7460101002090  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ＞DX推進の取り組みページ内の「基本方針」及び施策「01」～「04」  　https://tachino.co.jp/dx/  　経営ビジョン・ビジネスモデル | | 記載内容抜粋 | ①　【経営ビジョン】  当社は「品質第一」を基本理念とし、徹底した品質管理と生産管理のもとに安定した生コンクリートの供給と、製造から販売まで一貫して行うビジネスモデルにより、事業効率化やコストダウンを実現し、様々な顧客のニーズに対応し、お客様に信頼される企業となることを目指していく。  また、絶えず新しい技術を開発・導入することで、生産性向上や企業成長にも取組むとともに、高い顧客満足度や社員のクオリティを強みとして、事業環境や顧客ニーズの変化などに、常に適切に応えていく企業を目指す。  【ビジネスモデルの方向性】  弊社の強みである、製造から販売まで一貫して行うビジネスモデルを強化し、継続的な生産性向上と品質の維持・向上により、事業基盤の強化を図るとともに、様々な顧客ニーズに即した高品質な生コンクリートの提供による、顧客満足度の向上と企業成長を目指す。  【情報処理技術の活用の方向性】  当社はDX推進に向けて、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性向上を実現するとともに、データの利活用・分析によるさらなる生産性向上・品質向上施策を実施していく。  ■紙のデジタル化とデジタル化した情報のデータベース化により、受注から納品までの業務プロセスの自動化を実現し、業務の非効率解消を図る。  ■受注から出荷・納品までの生産管理に必要なデータを集約・統合することで、リアルタイムでのデータ利活用環境を構築する。  ■データ利活用環境の確立により  →　受注時の配送計画の精度向上や、出荷時の配送状況をリアルタイムで把握することで、出荷時の配送管理を最適化する。  →　注文から納品までの各工程で品質を保証する仕組みを確立するとともに、データ分析結果を品質保証にフィードバックする「品質管理サイクル」を確立する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ＞DX推進の取り組みページ内の「基本方針」及び施策「01」～「04」  　https://tachino.co.jp/dx/  　DX実現のための具体的戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　【基本方針】  ■紙の電子化と業務プロセスの自動化による（当座の）非効率業務の解消。  ■生コン生産管理データ一元化による受注から納品までの業務プロセスの標準化、最適化。  ■データの可視化、分析による配送管理の最適化。  ■品質管理の標準化とデータ可視化、分析による継続的な「品質管理サイクル」の確立。  【具体的な施策】  ■紙の電子化と業務プロセスの自動化  　受注から納品までの紙帳票、Excel管理の情報をデータベース化し、既存システム（出荷管理、品質管理）とのデータ連携により業務プロセスを自動化。  ■生コン生産管理データー元化  　新たにデータベース化したデータと、既存システム（出荷管理・品質管理）のデータを含む受注から納品までのデータの集約・統合による一元化。  ■配送管理の最適化  　過去の配送計画や出荷実績の分析による配車計画の精度向上と、輸送車両の位置情報による出荷時の配送管理の最適化。  ■品質管理の標準化とデータ可視化・分析による品質向上  　品質データの可視化・分析により、受注から納品までの各工程での品質保証の仕組みの作り込と、継続的な品質保証の仕組みの改善による「品質管理サイクル」の確立。  【データ利活用施策】  ■生コン生産管理データ一元化により蓄積された、受注データ、工場割当データ、配送計画データ、出荷データ、納品データなどから配送リソース・配送先・納品時間の一覧化や、過去の配送データから、車両稼働率・回送パターンなどを分析することで、現場順序の最適化、車両回送ルートの仮シミュレーションによる配送計画の精度向上を実現する。  ■GPS付き無線機から収集した輸送車両の位置データと、出荷管理システムとの連携により、出荷時の配送状況をリアルタイムで把握、出荷時の配送計画の最適化を実現する。  ■生産管理データの一元化により蓄積された配合報告データ、原材料を含む品質検査結果データ、出荷実績データ、納品データなどを可視化し活用することで、受注から納品までの各工程での品質保証の仕組みを作り込み、品質データの分析から得られた情報を品質保証の仕組みにフィードバックすることで、継続的な品質向上を実現するための「品質管理サイクル」を確立する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　上記記載内容は、取締役会で承認された事項に基づいて内容を公開している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組み  　DX推進のための体制/人材育成・確保 | | 記載内容抜粋 | ①　【 体制 】  実務執行総責任者である代表取締役社長の主導のもと、業務部門のリーダーと連携しながら業務横断でDXを推進していく。  加えて、専門性の高いデジタル技術の活用に際しては、社外の専門家やベンダーなどとの協力が不可欠となるため、金融機関等との連携により外部コンサルを活用して体制を強化するとともに、取り組みの継続性を確保することで、社員全体のITリテラシーをさらに高めていく。  【人材育成・確保】  実務執行総責任者である代表取締役社長の主導のもと、社内システムや、最新のデジタル技術についての教育を行うとともに、ITサービスの提供者など外部からの支援を活用して、業務知識とデジタル技術の双方に精通するDX人材の育成を図る。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組み  　DX実現のための具体的戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　実務執行総責任者である代表取締役社長が主体となり、金融機関等の外部の支援者やITサービスの提供者と連携しながら、IT情報を収集し、社内での検討・協議を深め、当社のDX戦略に最適なデジタル技術の導入を進める。  具体的には以下のようなデジタル技術の導入を進める。  ■紙の電子化と業務プロセスの自動化  　紙の電子化、電子化した情報からのデータベース構築、既存システムへのデータ入力・連携の自動化のため、OCR機能付きRPA、PDF編集ツール、ノーコード・システム開発ツールを活用。  ■生コン生産管理データの一元化  　既存システムのデータと、ノーコード・システム開発ツールで作成したデータベースのデータを収集・集約・統合により、受注から納品までの生産管理データを一元化するためにクラウド型ETLツールを活用。  ■配送管理の最適化  　●過去の配送計画と出荷実績、注文データなどの分析・計算にもとづく配送計画作成のためにBIツール、ノーコード・システム開発ツールを活用。  　●出荷時の輸送車両の位置情報を取得、既存の出荷管理システムと連携することで、出荷時の配送管理をリアルタイムで実施するために、GPS付無線機の導入と出荷管理システムの連携（既存システム）。  ■品質管理の標準化とデータ可視化・分析による品質向上  　●配合仕様、配合設計、原材料 / 生コンの品質検査データなどを可視化して、受注から納品までの各工程における品質保証の仕組みを作り込むために、データ可視化にBIツールを活用。  　●品質関連データの分析により、各工程ごとの品質保証の仕組を向上するためのフィードバックを行う「品質管理サイクル」の確立に向けて、データの可視化・分析にBIツールを活用。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組み | | 公表日 | ①　2025年12月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ＞DX推進の取り組みページ内の「基本方針」及び施策「01」～「04」  　https://tachino.co.jp/dx/  　実現に向けたステップ | | 記載内容抜粋 | ①　戦略現実に向けては、各時期において下記の指標の達成を目指す。  ■2026年：紙の電子化と業務プロセスの自動化  　●受注から納品までの紙・帳票の電子化と電子化した情報のデータベース化完了  　●データベースを活用して、既存システムへの入力・データ連携の自動化運用開始  ■2027年：生コン生産管理データの一元化  　●紙の電子化により作成したデータと既存システム（出荷管理、品質管理）のデータを集約・統合によるデータベース構築完了  ■2028年前半：配送管理の最適化  　●BIツール、GPS付き無線機の導入完了  　●BIツールによる分析・予測にもとづき、ノーコード・システム開発ツールによる配送計画作成開始  　●位置情報データと既存システム（出荷管理システム）との連携による出荷時の配送管理運用開始  ■2028年後半：品質管理の標準化とデータ可視化・分析による品質向上  　●BIツールによる品質データの可視化による各工程での品質保証の仕組みの組み込み完了  　●品質保証の仕組みから得られたデータの分析と、フィードバックによる、「品質管理サイクル」の運用開始 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月23日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組み  　当社ホームページトップ＞DX推進の取り組みページ内の「基本方針」及び施策「01」～「04」  　https://tachino.co.jp/dx/  　トップメッセージ | | 発信内容 | ①　■トップメッセージ  　原材料・燃料高騰や少子高齢化による人材不足など、生コンクリート製造業界を取り巻く環境は、大きな変化を迎えつつあります。  　そのような環境の中で、私たちは、デジタルトランスフォーメーション（DX）の実現を通じて、「品質第一」の企業理念をさらに加速し、「製造から運搬・販売」までを自社で一貫管理できる強みを生かすことで、さらなる品質向上による顧客満足度の向上と、業務効率化による生産性向上・利益向上による事業基盤の強化と、企業成長を実現していきたいと考えています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | 実務執行総責任者である代表取締役社長の指示のもと、金融機関等との連携により外部コンサルを活用して、代表取締役が営業および製造部門と連携しながら、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行った。  また、課題の把握結果について、実務執行総責任者が妥当であることを確認した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。